アイブロシン®プラス-50

使用上の注意

【基本的事項】

1.守らなければならないこと

（一般的注意）

・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内であってもそれを反復する投与は避けること。
・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物［豚、鶏（産卵鶏を除く）］について、上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
豚：食用に供するためにと殺する前3日間
鶏（産卵鶏を除く）：食用に供するためにと殺する前5日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

・飼料と組み合わせる場合には、均一に混合すること。
・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
・食品と区別して保管すること。
・使用期限を過ぎたものは使用しないこと。
・小児の手の届かないところに保管すること。
・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2.使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
・本剤は軽度の刺激性があるので、取扱いに際しては目や皮膚に付着しないよう注意すること。
・飼料に混合する際は、マスク等を着用し、粉塵を吸い込まないよう注意すること。

（豚及び鶏に関する注意）

・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【専門的事項】

1.重要な基本的事項

・本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめること。
・慢性型豚増殖性腸炎は、一般に臨床所見に乏しいが、軽度の下痢、食欲不振、発育不良等の臨床症状から本疾患が疑われ、確定診断として糞便等を検体としてPCR法による菌の検出を行うこと。
・急性型豚増殖性腸炎に対する本剤の効果は確認されていないので注意すること。

【薬理学的情報等】 薬理学的情報等はhttp://www.ecoanimalhealthjapan.jpの「製品情報」のサイトに掲載しております。

【製品情報お問い合わせ先】 あすかアニマルヘルス株式会社
住所：東京都港区芝浦二丁目15番6号　電話番号：03-5439-4188

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html）にも報告をお願いします。

動物用医薬品

アイブロシン®プラス-50

2019年10月改訂（第6版） 貯法 室温保存、気密容器

動物用医薬品 要指示医薬品　指定医薬品　使用基準

承認指令書番号	22動薬第4807号
販売開始	2009年1月
再審査結果	2001年2月

アイブロシン®プラス-50

マクロライド系抗生物質

AIVLOSIN®

20kg

指定

【本質の説明又は製造方法】

本剤はマクロライド系抗生物質チルバロシン酒石酸塩（酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシン）を有効成分とした抗菌剤である。チルバロシン酒石酸塩（酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシン）は特にマイコプラズマ及びグラム陽性菌に強い抗菌スペクトルを有する。

【成分及び分量】

品名	アイブロシンプラス-50
有効成分	チルバロシン酒石酸塩（酒石酸酢酸イソ吉草酸タイロシン）
含量	1kg中チルバロシン（酢酸イソ吉草酸タイロシン）として50g（力価）

【効能又は効果】

有効菌種	マイコプラズマ、ローソニア・イントラセルラーリス
適応症	豚：流行性肺炎、慢性型増殖性腸炎 鶏：呼吸器性マイコプラズマ病

【用法及び用量】

飼料1t当たりチルバロシンとして下記の量を均一に混じて経口投与する。
但し、慢性型増殖性腸炎には7日間連続投与する。

•豚
20～50g（力価）（本品として0.4～1kg）　流行性肺炎
50g（力価）（本品として1kg）　慢性型増殖性腸炎
•鶏（産卵鶏を除く）
200～500g（力価）（本品として4～10kg）

注意-獣医師等の処方箋・指示により使用すること
注意-使用基準の定めるところにより使用すること

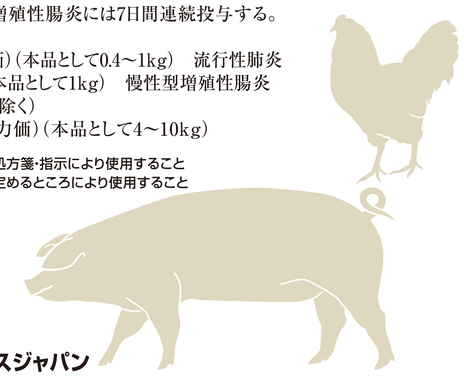

製造販売元
ECO 株式会社エコアニマルヘルスジャパン
東京都港区浜松町一丁目2番1号

発売元
あすかアニマルヘルス株式会社
東京都港区芝浦二丁目15番6号

アイブロシン®プラス-50

動物用医薬品